

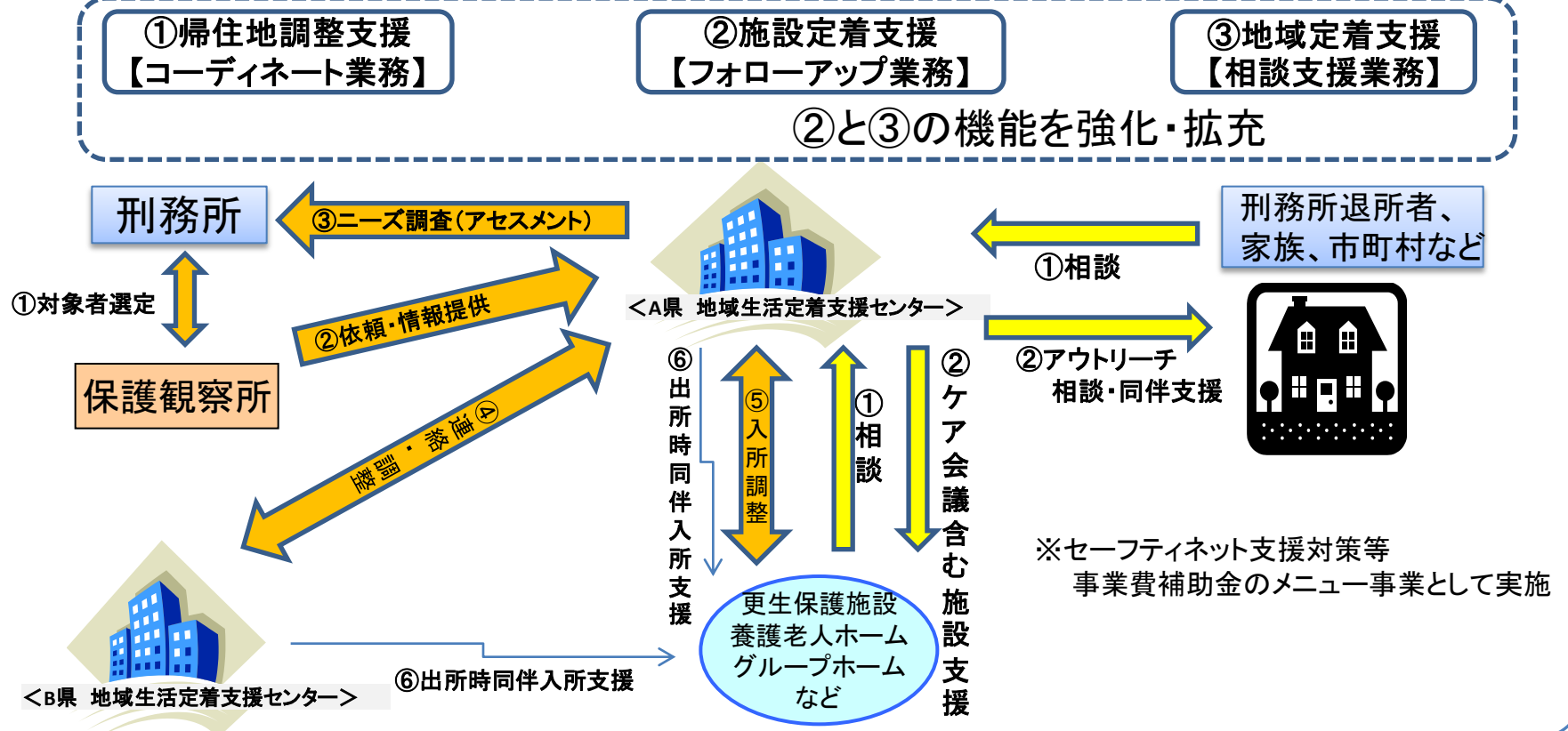
# 地域生活定着促進事業

- 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して進める地域生活定着促進事業を推進する。
- 地域生活定着支援センターで、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行う②社会福祉施設入所後の定着のためのフォローアップ業務及び、③退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰と再犯防止に寄与する。

(参考)○受入先がない高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人/年(平成18年法務省特別調査)

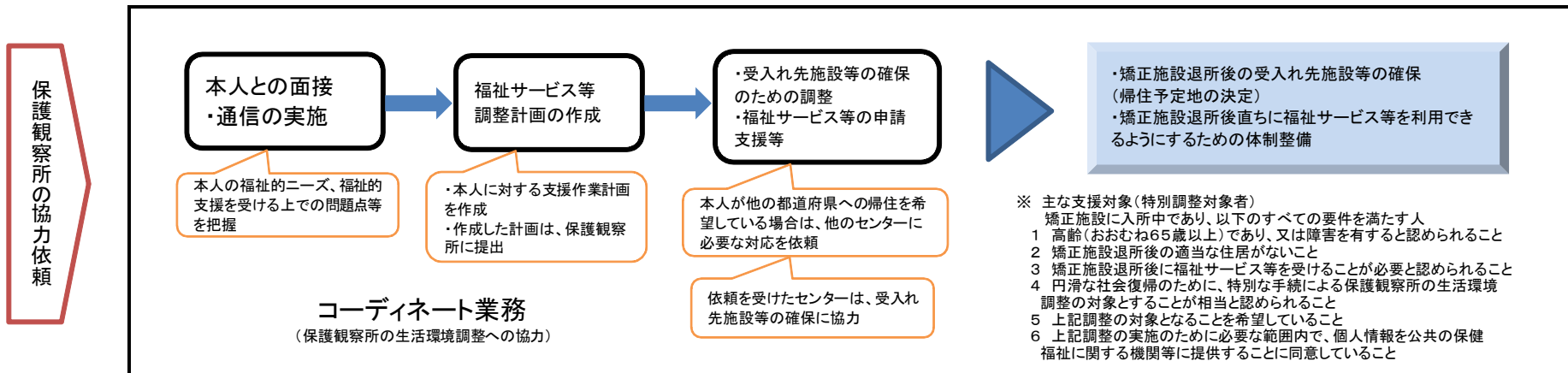
○65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は約70%、65歳以上の高齢再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)

○知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

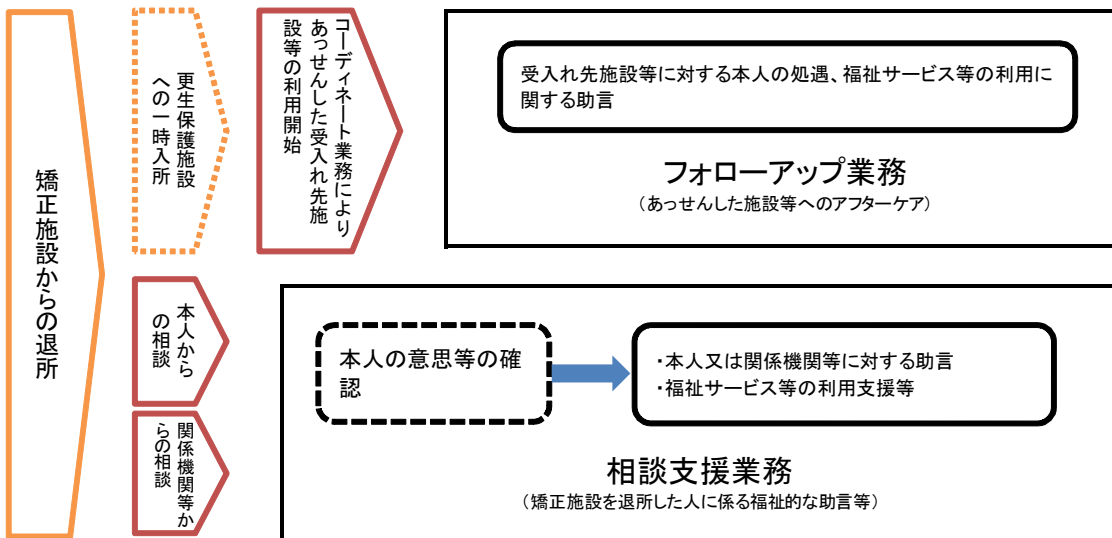


# 地域生活定着支援センターの事業の概要

## 矯正施設に入所中の人に対する支援



## 矯正施設を退所した人に係る支援



### 関係機関等との連携

- ケース会議、合同支援会議等の開催  
個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、個別の利用者の支援のための会議を開催する。
- 連絡協議会への参加  
業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関等との連携の強化を図るため、保護観察所が開催する連絡協議会に参加する。
- その他日常的な連携  
上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平素から、関係機関等との連携を密に保ち、社会資源の開拓等に努める。